

資料 2

厚生労働省統計改革工程表の進捗状況等

令和 7 年 10 月 27 日

第 8 回 厚生労働省統計改革検討会

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施
- 2. 情報システムの適正化
- 3. 組織改革・研修の拡充等
- 4. データの利活用・一元的な保存の推進
- 5. E B P M の実践を通じた統計の利活用の促進



1. ガイドラインの作成と PDCAサイクルの着実な実施

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

(1) 2024年度（令和6年度）下期及び2025年度（令和7年度）上期の取組実績

① 標準ガイドライン・業務マニュアル等に基づく業務遂行

- 各統計調査の業務マニュアル点検の結果を取りまとめた業務結果報告書（令和6年3月委託業者作成）において、問合せ対応の記録、秘匿処理や結果表審査のマニュアル化などが提案されていることを踏まえ、令和7年3月に厚生労働省統計標準ガイドライン（以下「標準ガイドライン」という。）の一部改正を行った。
- 令和7年4月の人事異動を踏まえ、標準ガイドラインを含む統計関連マニュアル集及び統計関係問合せ先について、改めて各統計所管課室に周知した。
- また、各統計調査の業務マニュアル点検の結果や標準ガイドラインを活用し、適切な業務遂行のために業務マニュアルの改定・策定を行うよう、各統計所管課室に周知した。

② PDCAサイクルに基づく点検・評価

- 令和7年1月にPDCAサイクルによる点検・評価実施計画（令和7～11年度）を策定し、計画的に点検・評価を実施している。
- 令和6年度下期及び令和7年度上期におけるPDCAによる点検・評価の対象の32調査について、点検・評価を完了した。点検・評価の結果、11調査で、15件の調査計画との不整合が見つかり、これらについては重点的な検証を行うことで、調査計画の改善や作業工程の見直し等につながった。なお、不整合の内容としては、企画・実査関係では計画上と実際の調査実施期間との乖離、集計・公表関係では公表遅延の事案が多く見受けられた。
- また、32調査のうち、30調査（調査中止の2調査を除く。）について、統計の品質確保・向上の観点からも点検・評価を実施した。この結果、オンライン調査の導入等に伴う調査計画の見直し・改善、業務マニュアル等の整備・充実・改善、遅延調査票への対応等の見直し・改善などの取組が確認できた。

③ コンプライアンスチェック

- 令和6年度コンプライアンスチェック実施対象の賃金構造基本統計調査について、アンケート結果を取りまとめ、統計調査員の質の向上に役立てるため、都道府県労働局へアンケート結果の提供を行った。
- 令和7年度コンプライアンスチェック実施対象調査（家庭の生活実態及び生活意識に関する調査、公的年金加入状況等調査）のうち、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査については、アンケート調査を実施した。また、公的年金加入状況等調査については、アンケート事項の作成、経由機関及び統計調査員への事前周知など、10月のアンケート調査の実施に向けて準備を行った。

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

(2) 2025年度（令和7年度）下期の取組予定

① 標準ガイドライン・業務マニュアル等に基づく業務遂行

- ・ 各統計所管課室において、標準ガイドライン等を基に業務マニュアルの整備を順次行い、整備された業務マニュアル等に基づき業務を遂行する。
- ・ 今後も、隨時標準ガイドラインの改正を行う。

② PDCAサイクルに基づく点検・評価

- ・ 令和7年度下期におけるPDCAによる点検・評価の対象は12調査となっており、調査計画との整合性や業務マニュアルの整備状況等を確認する。

③ コンプライアンスチェック

- ・ 令和6年度コンプライアンスチェック実施対象の世帯動態調査については、統計調査員の質の向上に役立てるため、調査結果の公表に併せて、都道府県へアンケート結果の提供を行う。
- ・ 令和7年度コンプライアンスチェック実施対象調査（家庭の生活実態及び生活意識に関する調査、公的年金加入状況等調査）について、アンケート結果を取りまとめ、統計調査員の質の向上に役立てるため、都道府県等へアンケート結果の提供を行う。

④ 統計作成プロセス診断

- ・ 総務省の統計監理官による統計作成プロセス診断について、令和7年度は医療施設調査、患者調査が対象とされており、令和8年1月に統計監理官による実地ヒアリングが実施され、3月までに診断を踏まえた助言等が通知される予定となっている。

2. 情報システムの適正化

2. 情報システムの適正化

(1) 2024年度（令和6年度）下期及び2025年度（令和7年度）上期の取組実績

① 厚生労働省統計処理システムの見直し

- 令和8年1月の統計処理システム(※1)の更改に向けて、クラウド化による運用経費（次々期以降のシステム更改を含む。）の削減効果や機能追加の容易さなどから、「クラウド利用の推進」を最優先事項（※2）として、次期統計処理システムの更改作業（工程管理、設計・開発等）を進めている。
 - (※1) 統計処理システムとは、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）において実施される統計調査の審査・集計などを行うシステム
 - (※2) ドキュメントの適正管理、調査票データのデータベース化については、「統計調査に係るドキュメント作成等に関するガイドライン」によるドキュメントの適正管理、追加開発などにより対応予定。また、汎用プログラミング言語への移行やノンプログラミングツールの活用については、総務省が提供している「汎用集計ツール」の活用に加え、以下に記載のとおり検討している。
- 次期統計処理システムの更改に係る主なスケジュールは、以下のとおり。
 - ・令和6年7月～ 工程管理、設計・開発（運用・保守手順書の作成等）
 - ・令和6年8月～ 移行計画（移行計画書、移行手順書の策定等）
 - ・令和6年12月～ 製造・構築（環境設定、テスト計画、テスト仕様書の作成、本番・検証環境の構築（令和7年1月～）等）
 - ・令和7年1月～ 教育（教育実施計画書、利用者操作マニュアル、オンライン研修教材の作成等）
 - ・令和7年4月～ 移行作業（データ移行等）
 - ・令和7年8月～ 総合テスト
- 現行統計処理システムについて、引き続き、運用・保守を行った。
- 令和11年度以降のGSS（ガバメントソリューションサービス）（※）への移行や次々期の統計処理システムの更改に向けて、厚生労働省独自のプログラミング言語に替わる汎用プログラミング言語への移行やノンプログラミングツールの活用について、以下の取組を進めている。

- (※) 政府職員のための政府共通の標準的な業務実施環境（業務用PCやネットワーク環境）をデジタル庁が提供するサービス。統計処理システムについては、汎用プログラミング言語への移行を進め、GSSの業務用PCへのスムーズな移行及びシステム運用の効率化を検討している。
- ・統計調査ごとの移行計画（移行方式及び移行時期）を検討するための情報収集（業務フローの全量調査、個別調査ごとのヒアリング等）
- ・Pythonなど汎用プログラミング言語を用いた検証が可能な環境整備（統計端末への適用やNASの設置）
- ・令和7年度における職員研修の実施（自己学習及び初心者研修の教材提供・実施や基礎研修の開催に向けた準備等）

② 毎月勤労統計システムの見直し

- 令和5年度からC++（新集計プログラム）へ完全移行し、毎月の集計を行っている。

2. 情報システムの適正化

(2) 2025年度（令和7年度）下期の取組予定

① 厚生労働省統計処理システムの見直し

- 統計処理システムの更改に向けて、引き続き「クラウド利用の推進」を最優先事項として、更改作業を進める。
- 次期統計処理システムの更改に係る主なスケジュールは、以下のとおり。

・令和6年7月～	工程管理、設計・開発（運用・保守手順書の作成等）
・令和7年1月～	製造・構築（本番・検証環境の構築等）
・令和7年4月～	教育（教育実施計画書、利用者操作マニュアル、オンライン研修教材の作成等）
・令和7年8月～	移行作業（データ移行等）
・令和7年11月～	総合テスト
・令和8年1月～	受入テスト
	稼働開始（運用・保守業務等）
- 現行統計処理システムについて、引き続き、運用・保守業務を行う（令和8年3月末まで）。
- 引き続き、「統計調査に係る審査・集計ドキュメント作成等に関するガイドライン」によるドキュメントの適正管理を行う。
- 令和11年度以降のGSS（ガバメントソリューションサービス）への移行や次々期の統計処理システムの更改に向けて、厚生労働省独自のプログラミング言語に替わる汎用プログラミング言語への移行やノンプログラミングツールの活用について、引き続き以下の取組を進める。
 - ・統計調査ごとの移行計画（移行方式及び移行時期）の策定
 - ・令和7年度における職員研修の実施（オープンラボ（※）や基礎研修、実践研修などの開催）
(※)自己学習や実践研修等における不明点などを講師に面对面で確認できる場所と時間を提供

② 毎月労働統計システムの見直し

- 引き続き、C++（新集計プログラム）により毎月の集計を行う。

3. 組織改革・研修の拡充等

3. 組織改革・研修の拡充等

(1) 2024年度（令和6年度）下期及び2025年度（令和7年度）上期の取組実績

① 組織改革・体制整備

- 開かれた組織への変革等
 - ・企画官（民間）や統計品質管理官を配置するとともに、政策部局や総務省との人事交流を実施している。
 - ・社会保障審議会統計分科会や厚生労働統計の整備に関する検討会の開催等を通じ、外部有識者に相談できる体制を確保する。
- 統計データアナリスト・アナリスト補の育成・配置
 - ・総務省の統計データアナリスト等研修の受講を促進し、令和7年9月5日現在の認定者数は、統計データアナリスト14(13)名、統計データアナリスト補49(45)名となっている。
 - 注1：（ ）内は退職者、出向者を除いた認定者数である。
 - 2：令和8年度までに統計部局（政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）。以下同じ。）の各室に統計データアナリスト1名、各統計調査に統計データアナリスト補1名（全体で統計データアナリスト10名、統計データアナリスト補34名）を配置予定。
また、統計部局に配置する統計データアナリスト等が政策部局の統計調査について支援予定。
 - ・統計部局において誤りの発見等を適切に行つた者への人事評価を試行的に実施している。

② 人材育成・研修の充実

- 「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月）（以下「人材育成基本方針」という。）に基づく計画的な研修の実施
 - ・統計研修方針に基づき、体系的に研修を実施している（令和6年度下期は必須研修として全職員研修、幹部職員（指定職）研修、統計調査所管課室長等研修の3コースを実施。令和7年度上期はスキルレベル別研修5コース、統計情報処理研修5コースを実施）。
 - 注：令和6年度下期に実施した必須研修の受講者アンケートの結果をみると、「参考になった」と回答した割合は約9割となっている。
また、令和7年度上期のスキルレベル別研修で「知識・スキルが高まった」と回答した割合は約9割、統計情報処理研修で「有意義であった」と回答した割合は約8割となっている。
 - ・職員が研修を受講しやすい環境を整備するため、令和6年度に実施した統計研修を動画にし、eラーニング教材（全8コース）として職員に提供した。
 - ・研修を必要とする職員が計画的に受講できるよう、各部局へ所属職員の受講履歴（令和6年度分）を提供した。
- 事後アンケート調査への協力依頼
 - ・統計研修とキャリアのマッチングなどを確認するため、令和7年度のスキルレベル別研修受講者に対して、受講後アンケート調査を依頼する際に、あわせて数年後に事後アンケート調査を実施する旨の協力依頼を行った。

3. 組織改革・研修の拡充等

(2) 2025年度（令和7年度）下期の取組予定

① 組織改革・体制整備

- 開かれた組織への変革等
 - ・企画官（民間）や統計品質管理官の配置、政策部局や総務省との人事交流を継続するとともに、厚生労働統計の整備に関する検討会や人口動態統計のICD-11準拠の統計分類適用に係るワーキンググループの開催等を通じて、外部有識者と相談できる体制を確保する。
- 統計データアナリスト・アナリスト補の育成・配置
 - ・引き続き、統計データアナリスト・アナリスト補の育成等を行う。
- 誤りの発見、報告及び対応を適切に行つた者への評価の検討、実施
 - ・引き続き、統計部局において誤りの発見等を適切に行つた者への人事評価を試行的に実施する。

② 人材育成・研修の充実

- 人材育成基本方針に基づく計画的な研修の実施
 - ・令和7年度統計研修方針に基づき、引き続き、体系的に研修を実施する（スキルレベル別研修3コース、必須研修3コース、統計情報処理研修1コースを実施予定）。
 - ・令和7年度に実施した統計研修の内容を踏まえ、新たにeラーニング教材を作成し、提供する。
 - ・計画的な研修の受講促進のため、省内各部局へ所属職員の受講履歴を提供する。
 - ・統計部局の職員を対象とした令和7年度統計人材のプロファイル（※）の更新を行う。
(※) 職員ごとに、統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等をまとめたもの。
 - ・受講者アンケートや統計行政の動き等を踏まえ、令和8年度の統計研修方針を策定する。
 - ・人材育成基本方針は、対象期間が令和3～7年度であることから、令和8年度以降も計画的な統計の人材育成を図るため、人材育成基本方針の一部改正を行う。
- 事後アンケート調査への協力依頼
 - ・引き続き、令和7年度のスキルレベル別研修受講者に対して、数年後に事後アンケート調査を実施する旨の協力依頼を行う。また、既に協力依頼した受講者に対して、事後アンケート調査の実施を忘れないよう、定期的に協力依頼（リマインド）を行う。

4. データの利活用・一元的な保存の推進

4. データの利活用・一元的な保存の推進

(1) 2024年度（令和6年度）下期及び2025年度（令和7年度）上期の取組実績

① 二次的利用の促進

- 個票データの二次利用に係る手続の効率化、情報提供の充実
 - ・ 規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）において、研究者等への調査票情報提供の迅速化及び円滑化が求められたことから、令和5年7月より提供早期化のための取組を開始し、この取組を継続して実施（取組の内容や申出1件当たりの審査日数等は参考資料参照）。
 - ・ 同計画に基づき、従前各省庁が個別に行ってきました二次利用手続を一元的に処理（これまでメールで対応していた申出手続のシステム化）するとともに、CD等で提供していた調査票情報をリモートでも提供可能とするため、総務省が「オンライン利用システム」の機能改善を行い、令和7年3月31日から当該機能（サービス）の運用が開始された（また、運用開始については、総務省と連携して、過去に調査票情報を利用した研究者への周知を実施）。
 - ・ 利用者の利便性の向上を第一に、当該システムにおいて一つでも多くのデータが利用できるよう、データ登録を進めたことにより、3月31日のシステム運用開始時に利用可能な統計調査は33調査となり、これにより、利用者からの二次利用の申出が多い統計調査については、全て当該システムを通じて利用が可能となった（現在オンライン利用システムで利用可能な統計調査については参考資料を参照）。
- 匿名データの作成・提供
 - ・ 平成27年、28年賃金構造基本統計調査について、令和7年8月に提供を開始した。

② 行政記録情報の活用等

- 統計調査における行政記録情報の活用の検討・実施
 - ・ 介護サービス施設・事業所調査の更なる負担軽減のため、令和6年度に、介護保険総合データベース等の行政記録情報の活用による調査項目の代替可能性を把握・検証する調査研究を民間委託により実施し、事業報告書の確認を行った。
- 統計調査の連結やマッチングキーの検討・実施
 - ・ 令和8年医療施設静態調査（令和8年10月実施予定）において、他の医療関連データとの連結によって、より詳細な分析が可能となるよう新たに「医療機関コード（診療報酬明細書などに記載するコード）」を調査項目として設けることを検討。

4. データの利活用・一元的な保存の推進

(2) 2025年度（令和7年度）下期の取組予定

① 二次的利用の促進

- 個票データの二次利用に係る手続の効率化、情報提供の充実
 - ・ 登録対象であるが未登録の統計調査データ等の登録を進めるとともに、システム登録済みの統計調査についても、当該統計調査の最新年次の結果が公表され次第、システムでの手續が可能となるよう作業を実施予定。必要に応じて、整備実施計画の改定を実施予定。
- 匿名データの作成・提供
 - ・ 令和4年国民生活基礎調査及び令和2年以降の賃金構造基本統計調査の匿名データの作成に向けて、全体の業務負担を考慮しつつ、検討を進める予定。

② 行政記録情報の活用等

- 統計調査における行政記録情報の活用の検討・実施
 - ・ 介護サービス施設・事業所調査の更なる負担軽減のため、令和6年度中に民間委託により実施した介護保険総合データベース等の行政記録情報の活用による調査項目の代替可能性を把握・検証する調査研究の事業報告書では「介護サービス施設・事業所調査の調査項目を直接代替できるものであるとは言えない」などとされた。一方で、その他の行政記録情報等を「活用できる可能性がある」とされたことを踏まえ、報告書で示された行政記録情報等を活用したデータ確認や補正による統計調査の改善に向けた対策を検討予定。
- 統計調査の連結やマッチングキーの検討・実施
 - ・ 令和8年医療施設静態調査（令和8年10月実施予定）において、他の医療関連データとの連結によって、より詳細な分析が可能となるよう新たに「医療機関コード（診療報酬明細書などに記載するコード）」を調査項目として設ける内容の令和8年調査計画を総務省に申請予定。

5. E B P Mの実践を通じた 統計の利活用の促進

5. E B P Mの実践を通じた統計の利活用の促進

(1) 2024年度（令和6年度）下期及び2025年度（令和7年度）上期の取組実績

① E B P Mの実践

○ 2024年度（令和6年度）下期

- 厚生労働省における令和6年度のE B P M取組方針に基づき、以下のE B P Mの取組を実施。
 - ・ 予算事業については行政事業レビューシートを活用し「基礎的なE B P M」を実践。
 - ・ 令和4年度、5年度のE B P M実践事業のフォローアップを半期ごとに実施（12月実施）。重点フォローアップ事業について、ロジックの改善や効果検証に向けた進捗等について助言。
 - ・ 過年度の効果検証対象事業（2事業）について効果検証を実施。
- 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会（計2回開催）において、令和6年度の取組の実施状況を検証し、令和7年3月に検証結果を取りまとめ、厚生労働省HPで公表。
- E B P Mよろず相談窓口について、定期的に全職員一斉メールにて周知し、相談に対応（下期実績8件、令和6年度計22件）。
 - ・ よろず相談の結果、アウトプット・アウトカム指標の精緻化や効果検証方法について理解促進などが得られた。
- E B P M基礎研修（35名）及びE B P M応用研修（23名）を実施。
 - ・ アンケートに回答した者の状況をみると、いずれの研修も「大変よく理解できた」「おおむね理解できた」と回答した割合は、100%となっている。
- 新しい資本主義の実行計画を踏まえ、雇用保険及び厚生年金のデータを学術利用できる環境を早期に整備するため検討。

○ 2025年度（令和7年度）上期

- 厚生労働省における令和7年度のE B P M取組方針に基づき、以下のE B P Mの取組を実施。
 - ・ 予算事業については行政事業レビューシートを活用し「基礎的なE B P M」を実践。
 - ・ 令和5年度のE B P M実践事業のフォローアップを半期ごとに実施（6月実施）。重点フォローアップ事業について、ロジックの改善や効果検証に向けた進捗等について助言。
 - ・ 「基礎的なE B P M」を実践する担当者を対象に、E B P M実践担当者研修を実施。
- 引き続き、E B P Mよろず相談を実施し、省内職員からの相談に対応（9月30日現在16件）。
- 新しい資本主義の実行計画を踏まえ、雇用保険及び厚生年金のデータを学術利用できる環境を早期に整備するため検討。

5. E B P Mの実践を通じた統計の利活用の促進

(1) 2024年度（令和6年度）下期及び2025年度（令和7年度）上期の取組実績

② 省内若手・中堅プロジェクトチーム

- テーマごとに分析を実施し、分析結果について、厚生労働省HP等で公表。
- (独)労働政策研究・研修機構（JILPT）と連携し、E B P Mセミナー等を開催（6月24日開催）。

(2) 2025年度（令和7年度）下期の取組予定

① E B P Mの実践

- 厚生労働省における令和7年度のE B P M取組方針に基づき、以下のE B P Mの取組を実施。
 - ・ 予算事業については行政事業レビューシートを活用し「基礎的なE B P M」を実践。
 - ・ 令和5年度のE B P M実践事業のフォローアップを半期ごとに実施（12月予定）。重点フォローアップ事業について、ロジックの改善や効果検証に向けた進捗等について助言。
 - ・ 過年度の効果検証対象事業（1事業）について、効果検証を実施。
- 厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会を開催（計2回、第1回は12月頃、第2回は2月頃を予定）し、令和7年度の取組の実施状況を検証。
- E B P Mよろず相談窓口について、定期的に全職員一斉メールにて周知し、相談に対応。
- E B P M基礎研修及び応用研修を実施（10月に開催予定）。
- 新しい資本主義の実行計画を踏まえ、雇用保険及び厚生年金のデータを学術利用できる環境を早期に整備するため検討。

② 省内若手・中堅プロジェクトチーム

- テーマごとに分析を実施し、順次、分析結果を厚生労働省HP等で公表。
- (独)労働政策研究・研修機構（JILPT）と連携し、E B P Mセミナー等を開催。